

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について

令和4年3月
自治財政局交付税課

1. 概要

沖縄振興特別措置法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める6省令について、適用期限の延長等を行う。

2. 主な改正内容

(1) 適用期限の延長

- ・ 令和4年3月31日に適用期限を迎える2省令について、国税の特例措置の延長等を踏まえて以下のとおり期限を延長。
 - ・ 沖縄振興特別措置法に基づく省令：3年延長（令和7年3月31日まで）
 - ・ 地域再生法に基づく省令：2年延長（令和6年3月31日まで）

(2) 対象設備の追加及び廃止・取得価額要件の改正

（沖縄振興特別措置法に基づく省令：第1条）

- ・ 対象設備に係る規定を追加及び廃止し、取得価額要件に係る規定を改正（国税並びの改正）。

(3) 計画認定から供用開始までの期限を延長（地域再生法に基づく省令：第2条）

- ・ 適用要件について、「整備計画の認定から対象設備の供用開始までの期限を3年（現行：2年）」に延長するよう改正（国税並びの改正）。

(4) その他所要の整備

- ・ 租税特別措置法の改正に伴う項ずれなど所要の規定を整備。
- ・ 省令改正に伴う経過措置を規定。

3. 施行期日

令和4年4月1日